

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	大橋地域 ( 常持、石浦、指出、蜷川 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大橋地域は、米、麦、WCSなどの土地利用型農業とリーフレタスやホウレンソウなどの野菜栽培が中心である。団塊の世代が地域農業の担い手の中心であり、地域の若い世代も一定いるものの、他地域からの入作が多い状況で、農地は不足している。地域農業の耕作者は398名(平均年齢69歳)である。  
地域の農地の一部は平成10年～15年にかけて圃場整備を実施しているが、それ以前に整備された地域を含め、農業の大規模化に伴う機械大型化が進んでおり、農道の拡張や田との高低差などの問題が顕在化している。また農作業オペレーターの補充は、現在、一定確保出来ているが、必要な時期に十分な人手を確保出来ない農家も出てきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大橋地域の将来は、現状と同様、米、麦等の土地利用型農業と野菜栽培を中心と想定する。現在、大橋地域は入作が多く、農地は不足している状況である。将来に向けては、農業の活性化と地域コミュニティの維持の両立を図っていくことを念頭に、農地の集積・集約を進め、農業効率性を高める必要がある。そのためには、一枚の農地を広げることや、高低差の解消、農道の拡張などの基盤整備が必要である。  
農作業オペレーターは、作業者の伝手や派遣業者を活用し確保しているが、賃金コストが上昇する中でも安定し十分に確保し続けるため、条件の整理などを行う必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	248.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	248.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、認定新規就農者等を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構での取引を前提に農地の諸条件の整理し、集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
段差のある農地や不整形な農地の整備について検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動を活用し、魅力ある農業づくりや農業経営の習得に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。 また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策  
カモやカラスによる被害が多発。防鳥網等の対策に取り組む。